

## 横須賀市健康安全科学センター電力供給（長期継続契約）仕様書

### 1 概要

- (1) 件名 横須賀市健康安全科学センター電力供給（長期継続契約）
- (2) 需要場所 横須賀市日の出町2丁目14番地
- (3) 業種及び用途 衛生試験所
- (4) 契約種別 業務用季節別時間帯別電力2型（現契約）

### 2 仕様

#### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
- エ 標準周波数 50Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無

#### (2) 契約電力、予定使用電力量等

- ア 予定契約電力 2,964kW  
ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- イ 予定使用電力量 803,752kWh
- ウ 使用電力実績等 使用電力量、契約電力、最大需要電力及び各季節別時間帯別の電力量は、別紙のとおり。

#### (3) 契約期間

契約締結の日から令和5年1月31日までとする。  
なお、電力供給期間は次のとおりとする。  
令和3年2月1日0:00から令和5年1月31日24:00まで

#### (4) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- ウ 電力量計構成 電力需給用複合計器（通信機能付き）

#### (5) 需給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

横須賀市の施設した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力パワーグリッド（株）の架空引込み線との接続点。

(6) 電気料金の算定方法

ア 電気料金は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間の契約電力、使用電力等により算定するものとする。なお、電力供給開始時及び終了時は、これによらず、実際の期間で算定すること。

イ 電気料金は基本料金、電力量料金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という）を合算した額とする。

(ア) 基本料金

基本料金単価、契約電力及び力率から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{基本料金} = \text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

(イ) 電力量料金

電力量料金単価、使用電力量から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{電力量料金} = \text{「ピーク時間」、「夏季昼間時間」、「その他季昼」及び「夜間時間」のそれぞれの電力量料金単価} \times \text{使用電力量}$$

\*ピーク時間

毎年、7月1日から9月30日までの平日の13時から16時までの1月における使用電力量1kWh当たりの単価（1銭単位）

\*夏季昼電力量料金

7月1日から9月30日までの平日の8時から13時及び16時から22時までの1月における使用電力量1kWh当たりの単価（1銭単位）

\*その他季昼電力量料金

夏季以外の月の平日の8時から22時までの1月における使用電力量1kWh当たりの単価（1銭単位）

\*夜間時間電力量料金

22時から8時までの1月における使用電力量1kWh当たりの単価（1銭単位）ただし日曜・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」とする。

\*燃料費調整額

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）の燃料費調整単価から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{燃料費調整単価})$$

(ウ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）による。

※令和元年5月～令和2年4月分については2.98円/kWh

ウ 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(ア) 契約電力及び最大需要電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

- (イ) 使用電力量の単位は1 kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (ウ) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (エ) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (オ) 消費税額（地方消費税額を含む）の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(7) 電気料金の請求

- ア 料金の請求は月毎に行い、請求書については原則紙で発行する。
- イ 請求額は算定方法に基づき各種の調整加減算を行った後、税込金額を算出し、合計とする。
- ウ 請求書は健康部健康安全科学センターに郵送する。加えて、請求書の内訳（電力種別、最大需要電力、契約電力、使用電力量、単価、料金、力率等）を電子データにして月毎に提出する。データ形式はエクセルやCSV等の各種の内容が整理され、健康安全科学センターが利用可能なファイル形式とする。
- エ ウのデータ提出は、セキュリティが管理されたウェブページにID等を付与して他の者が見ることができない形で閲覧可能にする場合は、提出に代えることができる。

(8) 消費税率が変更となった場合の請求金額

- ア 契約期間内に消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）並びに地方税法（昭和25年7月31日法律226号）の改正による消費税率の変更があった場合における請求金額は、新たな消費税法による消費税率に基づき次の算定方法により算出する。

	料金項目	算定方法
ア	基本料金	基本料金単価×契約電力×(1.85-力率/100)×1XX/110
イ	電力量料金	「夏季昼間時間」「他季昼間時間」「ピーク時間」「夜間時間」電力量 料金単価×使用電力量×1XX/110±燃料費調整額 *燃料費調整額=使用電力量×(±燃料費調整単価)
ウ	再生可能エネルギー 発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

\* Xは改正後の消費税率（地方消費税率を含む）

\*燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、2-(6)-イ-(イ)・(ウ)による。

\*端数処理は、2-(6)-ウのとおり。

- イ 関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）の燃料調整費単価の算定方法について変更があった場合は、前項の算定方法によらない場合がある。

(9) その他

- ア 力率の実績は、100%である。契約期間中は、100%を保持する予定。
- イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特にない。
- ウ 非常用自家発電設備（停電時対応）を有し、停電等が発生したときのみ補助電源として使用し

ている。

エ 太陽光発電設備（7.5kW）を有している。

オ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとする。

カ 入札金額の算定に当たっては、力率は100%とし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないものとする。

キ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、別紙入札金額積算内訳書により算出した入札金額（税抜）を入札書に記載すること。

なお、契約の締結は単価契約により行う。

ク 本入札は契約期間中の電力供給単価を競争により決定するものであるため、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が単価を改定した場合も、単価改定は行わない。

ケ 使用電力量等の検針後、検針結果（電力種別、最大需要電力、契約電力、使用電力量、単価、料金、力率等）を速やかに健康安全科学センターに通知すること。

コ この仕様書にない事項は、横須賀市の指定する電力供給契約約款（以下、「電力供給契約約款」という。）の定めるところによるものとする。

サ この仕様書及び電力供給契約約款に定めのない供給条件については、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）等により横須賀市と落札者で協議するものとする。

### 3 連絡先

健康部健康安全科学センター 総務・管理係 電話 046-822-4057

横須賀市健康安全科学センター 平成30年度からの使用電力量実績 (地区番号12、計量日11)

別紙

月	使用電力量 kwh	契約電力 kW	最大需要電力 kW	各電力量kWh			
				ピーク	夏季昼	他季昼	夜間
4月	26,366	122	71			13,966	12,400
5月	31,808	122	79			13,630	18,178
6月	41,183	122	103			23,131	18,052
7月	44,016	122	118	7,915	17,639		18,462
8月	52,772	124	124	7,399	22,397		22,976
9月	49,315	125	125	6,609	20,250		22,456
10月	42,480	125	106			21,506	20,974
11月	27,574	125	100			15,848	11,726
12月	24,702	125	68			13,379	11,323
1月	26,525	125	88			13,444	13,081
2月	26,639	125	92			14,908	11,731
3月	23,783	125	98			13,750	10,033
4月	22,990	125	63			12,709	10,281
5月	22,122	125	76			10,248	11,874
6月	37,014	125	101			20,789	16,225
7月	40,176	125	110	6,125	17,043		17,008
8月	44,889	125	120	6,141	19,141		19,607
9月	48,056	120	114	6,341	19,575		22,140
10月	41,680	122	122			22,442	19,238
11月	26,812	122	85			13,253	13,559
12月	23,419	122	74			13,560	9,859
1月	25,317	122	78			13,127	12,190
2月	28,362	122	89			16,174	12,188
3月	25,752	122	70			13,939	11,813
合計	803,752	2,964	2,274	40,530	116,045	279,803	367,374

契約種別 業務用季節別時間帯別電力2型